



6. (開会：ときに午後1時30分)  
会議の要領 令和6年5月17日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。  
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、11名であります。  
なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、4番 黒澤ちよ子委員、5番 本間仁一委員の2名であります。  
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
8番 伊藤圭一委員、9番 神尾篤志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 8番 伊藤 圭一 委員  
9番 神尾 篤志 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 日程第4 報第7号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第7号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、南陽市長から本委員会に対し、令和6年4月16日付け農第159号で6件、並びに令和6年4月30日付け農第296号で1件の合計7件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 法第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が12件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

淀野主事 ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。  
議案書は4ページと5ページをご覧ください。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外3筆の田 合計2,077㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。  
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲のお亡くなりになった■■■■さんの相続人、■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆の田 合計5,256㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。  
3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 238㎡を、解約手続きが遺漏していたため、このたび合意解約の手続きをするものです。  
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 333㎡を、解約手続きが遺漏していたため、このたび合意解約の手続きをするものです。  
5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 503㎡を、中間管理事業を利用するため、このたび合意解約の手続きをするものです。  
6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆の田 合計3,212㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約の手続きをするものです。  
7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1,523㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。  
8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1,031㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約の手続きをするものです。  
9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計1,030㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約の手続きをするものです。

淀野主事

10番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名と▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 323㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約の手続きをするものです。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 3, 368㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

12番につきましては、▲▲の■■■■さんのお亡くなりになった■■■■さんの相続人■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2, 264㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約の手続きをするものです。

以上です。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

「なし」の声が有りますので、報第8号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長)

次に、日程第6 議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

淀野主事

ただ今、提案されました、議第20号について、ご説明申し上げます。議案書は6ページになります。

所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 130㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

以上です。

議長(高橋会長)

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

それでは1番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より報告をお願いします。

12番

5月22日に現地を調査してまいりました。

渡沢寿委員

申請地は全て耕作され、周辺農地への影響もないことを確認しました。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可すること  
が妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) ここで暫時休憩といたします。(午後1時41分)

議長(高橋会長) 会議を再開いたします。(午後1時42分)

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議題21号「農地法第5条第1項の規定による許可  
申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第21号「農地法第5条第1項の規定による  
許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可  
申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を  
決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。補足説明を求  
めます。

淀野主事 ただ今、提案されました、議第21号について、ご説明申し上げます。  
議案書は7ページになります。

1、2番につきましては、同一の事業計画による申請ですが、■■■■  
が所有権移転より取得する1番の土地と、賃借権設定により借受する2  
番の土地に分かれるため、2件の申請となっております。

はじめに、1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■  
■■さんから、▲▲字▲▲の田 66㎡の所有権移転をうけ、倉庫敷地  
として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可  
要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと  
賃貸借権を設定して、▲▲字▲▲の田 121㎡を、倉庫敷地として利  
用するため、申請があったものです。

淀野主事 当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲外2筆の田が22㎡、畑が526㎡、合計548㎡の所有権移転をうけ、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、3番 山岸誠委員より報告をお願いします。

3番 山岸誠委員 5月17日に私と高橋隆委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条3件の現地調査を行いました。

全ての案件で、申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の1番から3番までの3つの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第22号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第22号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

山内事務局長 本案は、令和6年5月13日付け農第313号をもって、南陽市長から本委員会に対し、旧「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定85件、使用貸借権設定1件、所有権移転2件の合計88件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第22号について、ご説明申し上げます。議案書は8ページから24ページまでとなっております。11ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

賃借権設定が85件で、計画面積が田317,559.92㎡、畑17,859.99㎡、合計335,419.91㎡となっております。使用貸借は1件で計画面積合計は田6,627㎡となっております。所有権移転は2件で、計画面積合計が田13,593㎡となっております。

12ページをご覧ください。賃借権の設定につきましてご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田280㎡外41筆、57,172.92㎡及び▲▲字▲▲の畑2,783㎡外21筆、11,026.99㎡、合計68,199.91㎡について、新規の15年で、毎年12月31日支払い、金納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田62㎡外2筆、合計2,110㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払い、口座振替となっております。

以下、3番の▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間の設定から22ページの85番、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間の設定までの83件につきましても、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して賃借権を設定するものですが、事前に通知させていただいておりますので、このたびは件数が多いことから、案件毎の説明を省略させて頂きたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて23ページをご覧ください。

使用貸借権1件について申し上げます。

1番▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの間で「やまがた農業支援センター」を介して、設定するもので、▲▲字▲▲の現況田1,077㎡外2筆、合計6,627㎡について、新規の10年契約となっております。

梅津事務局長補佐

続いて24ページをご覧ください。

1番、2番の所有権移転の申請2件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番について、▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の田2, 200㎡外1筆、合計11, 558㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2番について、▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の田2, 015㎡外1筆、合計2, 035㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が

3名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは始めに、議第22号18番及び19番の案件について審議いたします。

ここで、議長を交代いたします。

議長(高橋職務代理人)

議長を交代いたしました。

それでは、議第22号18番及び19番の案件について、審議いたします。

ここで、1番 高橋善一委員の退席を求めます。

………高橋善一委員退席………

議長(高橋職務代理人)

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

………異議なしの声………

議長(高橋職務代理人)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長(高橋職務代理人)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋職務  
代理者） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの18番及び19番の案件について、計  
画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたしま  
す。

……………全員挙手……………

議長（高橋職務  
代理者） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しまし  
た。

議長（高橋職務  
代理者） ここで、1番 高橋善一委員の復席を求めます。

……………高橋善一委員復席……………

議長（高橋職務  
代理者） それでは、議長を高橋善一会長に交代いたします。

議長（高橋会長） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長） それでは次に、議事参与案件となった18番及び19番を除く賃借権  
設定83件について、審議に入ります。  
お諮りいたします。ただいまの83件について、一括して審議するこ  
とにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの議事参与案件となった  
18番及び19番を除く賃借権設定83件について、申請のとおり許  
可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しまし  
た。

議長（高橋会長） 次に、議第22号 使用貸借件の1番について審議いたします。  
ここで、7番 浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野厚司委員退席……………

議長(高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、評決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの使用貸借件1番について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。  
ここで、7番 浅野厚司委員の復席を求めます。

……………浅野厚司委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、議第22号 所有権移転の1番及び2番の案件について審議いたします。  
ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員退席……………

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの所有権移転1番及び2番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員復席……………

議長(高橋会長) ここで暫時休憩といたします。(午後1時57分)

議長(高橋会長) 会議を再開いたします。(午後2時3分)

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。  
よって、令和6年5月17日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時4分)